ワシントン条約附属書Iに掲げる鯨等の取扱いについて

輸出注意事項 2019 第 34 号·輸入注意事項 2019 第 79 号 (令和元年 7 月 26 日)

最終改正: 令和5年9月1日付け·輸出注意事項2023第14号·輸入注意事項2023第15号

ワシントン条約(「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」をいう。)附属書 I に掲げるみんく鯨、みなみみんく鯨(くろみんく鯨)、いわし鯨(北太平洋の個体群並びに東経 0 度から東経 7 0 度まで及び赤道から南極大陸に囲まれる範囲の個体群を除く。)、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨及びつち鯨は、附属書 II に該当するものとして取り扱いますので、当該種の輸入については、輸入公表三の7又は三の8 に規定する手続の対象となります。

また、輸入公表三の8に基づく通関時確認の対象となる「鯨及びその調製品」は、 次の表に掲げるものとします。

貨物名	関税率表の番号等				
ワシントン条約附属書 I に掲げる 鯨(みんく鯨、みなみみんく鯨	0106 • 12	0208 • 40	0210.92	0506.90	1504.30
(くろみんく鯨)、いわし鯨(北	1521.90	16 · 01	1602 • 10	1602.20	1602.31
太平洋の個体群並びに東経0度か	1602.32	1602 • 39	1602•41	1602 • 42	1602 • 49
ら東経70度まで及び赤道から南 極大陸に囲まれる範囲の個体群を	1602.50	1602.90	2301.10	23 · 09	
除く。)、ながす鯨及びまっこう					
鯨に限る。)及びその調製品					